

## 議案第6号

### 鳥取県附属機関条例の一部改正について

次のとおり鳥取県附属機関条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年9月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
鳥取県医療費適正化計画策定評価委員会	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第9条第1項の規定により定める計画に関する事項
略	

別表第1（第2条関係）

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	麻薬、覚せい剤等の乱用対策に関する事項
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。